

## 等級指定型一般競争入札における複数等級の試行について

入札不調及び不落随意契約の防止及び競争性の確保を図るため、平成27年度から複数等級入札の試行を実施している。

令和3・4年度の定期更新における建設工事の競争入札に参加する資格を有する者の格付けに際し、建築一式工事の格付けにおいて、C等級に該当する者が無いため、C等級を廃止したが、今回、令和3年4月12日に開催した藤枝市建設業者指名等審査委員会にて、地方自治法施行令により定められた藤枝市における「競争入札に参加する者に必要な資格」及び「藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準及び選定要領」に基づき、C等級に格付けされた業者があったため、従前どおりのA、B、C等級の区分で実施する。

### ■ 対象工事

市が等級指定型一般競争入札により発注する土木一式工事、建築一式工事及び管工事のうち、工事担当課を所管する部長が承認した工事を対象とする。

### ■ 今回の変更内容

- ・土木一式工事 変更なし
- ・建築一式工事 設計金額1,800万円未満に係る基本等級をB+C等級とし、設計金額5,000万円未満に係る複数等級入札試行をA+B+C等級とする。
- ・管工事 変更なし

### ■ 試行内容

建設工事			
工種	設計金額（税込）	基本等級	複数等級入札試行（市内業者対象）
土木一式工事	500万円未満	C	C
	500万円以上1,000万円未満	B+C	B+C
	1,000万円以上1,200万円未満	B	B+C
	1,200万円以上3,000万円未満	A+B	A+B+C
	3,000万円以上1億円未満	A	A+B
建築一式工事	800万円未満	<u>B+C</u>	<u>A+B+C</u>
	800万円以上1,800万円未満	<u>B+C</u>	<u>A+B+C</u>
	1,800万円以上5,000万円未満	A+B	<u>A+B+C</u>
	5,000万円以上1億円未満	A	A+B]
管工事	800万円未満	C	A+B+C
	800万円以上900万円未満	B+C	A+B+C
	900万円以上2,500万円未満	A+B	A+B+C
	2,500万円以上1億円未満	A	A+B

令和3年4月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。